

観光立国の実現と美しい国づくり

観光をめぐる動向 筆1節

|| 観光立国の意義

観光は、地域経済の活性化、雇用の機会の増大等、国民経済のあらゆる領域にわたりその発展に寄 与するとともに、国際相互理解を推進するという意義を有するものであり、観光立国の実現は、我が 国の成長戦略の柱として最も重要なものの一つである。

2 観光の現状

(1)国民の観光の動向

平成23年の国内宿泊観光旅行の平均宿泊数は2.08泊、帰省・ビジネスも含めた国内宿泊旅行の消 費額は約15.1兆円であり、22年(それぞれ2.09泊、約15.8兆円)に比べ宿泊数、消費額共に減少 した。他方、23年の海外旅行消費額は約4.5兆円と、22年(約4.7兆円)に比べてほぼ横ばいであっ た。

また、24年の海外旅行者数は、前年比8.8%増(約150万人増)の約1.849万人となった。

(2) 外国人の訪日旅行の動向

平成24年の訪日外国人旅行者数は、約837万人(対前年比35%増、対前々年比3%減)となり、 年別では過去最高を記録した22年の約861万人に次ぐ第2位であり、市場全体としては、震災等の 影響からほぼ回復した。

また、市場別では、中国、台湾、タイ、マレーシア、インドネシア、ベトナム、インドが過去最高 を記録した。国籍・地域別では、韓国が約204万人(対前年比23%増、対前々年比16%減)、次い で台湾が約147万人(対前年比48%増、対前々年比16%増)、中国が約143万人(対前年比37%増、 対前々年比1%増)の順となっている。

なお、24年の訪日外国人旅行消費額は、前年比約35.5%増(約2.726億円増)の約1兆861億円 となった。

(3) 観光産業の動向

①旅行業

平成23年度の主要旅行業者58社の取扱額は、前年度比0.5%減の約6兆490億円となった。 海外旅行については、前年度比2.0%増の約2兆2.345億円、国内旅行については、前年度比1.4% 減の約3兆7.670億円となった。また、訪日外国人旅行については、前年度比25.3%減の約473億 円となった。

②ホテル・旅館業

平成23年度の主要登録ホテル・旅館の客室利用率は、ホテルで67.8%(前年度比4.5%減)、旅館

で57.8%(同2.1%減)となった。また、主要登録ホテル・旅館のうち、黒字施設の割合は、ホテル で47.9%(前年度比2.9%増)、旅館で43.3%(同0.4%増)となった。

第2節 観光立国の実現に向けた取組み

観光をめぐる近年の情勢の変化を踏まえ、国民経済の発展、国民生活の安定向上、国際相互理解の 増進、そして東日本大震災からの復興を図るため、平成24年3月30日に閣議決定された「観光立国 推進基本計画」に基づき、観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進している。さら に、政府としての取組みを一体的・総合的に推し進めるため、観光立国推進本部において、関係省庁 間の調整・連携強化を図っている。

また、観光の振興、発展に多大な貢献をした個人・団体に対して、「観光庁長官表彰」を行ってお り、これまでに34の個人・団体を表彰している。

国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成 (1) 滞在交流型観光の推進

「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律(観光圏整備法)」に基づき、観 光地域同士が連携し、国内外の観光客による2泊3日以上の滞在交流型観光に対応できる区域として 「観光圏」の整備を促進しており、平成24年度までに観光圏整備実施計画を49件認定している。あ わせて、市場と地域との窓口機能等を担う事業体「観光地域づくりプラットフォーム」の形成に向 け、滞在プログラムの企画・販売、人材育成等を行う取組み等の支援を行っている。

また、観光を軸とした地域づくりの取組みを国の所管の事業や施策により総合的に支援する「観光 地域づくり実践プラン」の認定を行い、観光圏整備の促進に係る社会資本整備等の支援を行うととも に、各観光圏において観光と社会資本整備の関係者による連絡会議を開催し、社会資本整備等の改善 に向けた現地調査や具体的な対応方策等に関する意見交換を推進しており、25年3月までに19の観 光圏において現地調査を実施した。

さらに、「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針」を改正し、25年 3月から施行したところであり、今後、同基本方針に基づき、更なる滞在交流型観光の推進を図るこ ととしている。

(2) 外客受入環境の充実

訪日外国人旅行者数を将来的に3.000万人とすることを目標とした「訪日外国人3.000万人プログ ラム」の達成には、海外市場でのプロモーションと並んで、国内における受入環境の整備が喫緊の課 題となっている。このため、平成24年度は、訪日外国人旅行者が安心して快適に移動・滞在・観光 することができる環境を提供することにより、訪日外国人旅行者の訪問を促進するとともに、満足度 を高めることによりリピーターの増加を図るため、戦略拠点・地方拠点として選定された全国45地 域のうち、35地域で受入環境整備事業を行った。これにより、地域での自立的な受入環境の整備及 び他地域への普及を図るとともに、日本在住の留学生等を受入環境整備サポーターとして観光地等へ 派遣し、受入環境整備が遅れている部分に対して、外国人目線による改善策を提案してもらうこと で、自主的な訪日外国人旅行者の受入環境整備を促進した。 また、外国人観光案内所の質を向上することなどにより、訪日外国人旅行者の利便性、満足度の向

国づ

くり

第 3 章

第 3 章

観光立国の実現

しい国づくり

上を図るため、外国人観光案内所の認定制度を導入し、24年度には全国342箇所を認定することで、 外国人観光案内所のネットワークを構築した。さらに、東日本大震災を踏まえ、自然災害等緊急時に おいても訪日外国人旅行者が安心して旅行できる環境を整備するため、訪日外国人旅行者を対象に ウェブサイトを用いて正確な情報を迅速に提供するための仕組みを構築した。

外国人旅行者のニーズの多様化に的確に対応するため、「総合特別区域法」に基づく通訳案内士以 外の者による有償ガイド行為を可能とする特例措置の着実な実施を図るとともに、通訳案内士の専門 性を高めるための研修等、ガイドの質の向上に関する事業を行い、通訳案内士制度の充実を図った。

他方、「国際観光ホテル整備法」に基づき、ハード・ソフトの両面から外国人旅行者の宿泊に適し たホテル・旅館の登録を行っており、24年12月末現在、1,015軒のホテル及び1,650軒の旅館が登 録されている。

2 オールジャパンによる訪日プロモーションの実施

訪日外国人旅行者数を平成28年(2016年)までに1,800万人にするとの目標を達成するため、我 が国の観光魅力を海外に発信するとともに、訪日を促進するビジット・ジャパン事業を展開してい る。

具体的には、①海外旅行会社の招請やツアー共同広告の実施等の現地旅行会社向け事業、②海外広告宣伝や海外メディアの招請等の現地消費者向け事業、③広域で連携した外国人誘客の取組みを地域 と運輸局等が共同で実施する地方連携事業、④在外公館をはじめとする関係省庁や民間企業と連携したオールジャパンによる訪日旅行促進を、韓国、中国、台湾、香港、タイ、シンガポール、マレーシア、豪州、米国、カナダ、英国、フランス、ドイツ等で実施した。

3 国際会議等のMICE分野の国際競争力強化

MICE^注の誘致・開催の推進は、①経済波及効果、②ビジネス機会創出・イノベーション創出、③ 都市の競争力・ブランド力向上といった幅広い意義を有し、経済成長のエンジンであると同時にイン フラと位置付けられる。

MICEの重要性と市場の拡大を理由にアジアの競合国では積極的な誘致活動を展開しているため、 我が国の国際競争力が相対的に低下しつつあると懸念されていることから、海外プロモーション事業 の実施等、MICE誘致・開催の推進や、国際競争力強化へ向けた取組みを行った。具体的には、我が 国のMICEブランドの強化を図るため、欧州、米国、アジアの各地域における見本市への出展や MICE専門誌記者の招請等による市場開拓の強化を行った。また、MICEマーケティング戦略の高度 化等を含めた我が国の取組みを抜本的に強化するため、平成24年11月には「MICE国際競争力強化 委員会」を開催したほか、国内のMICE人材の裾野拡大と将来、我が国のMICE界をリードする人材 の育成やMICEの実態把握のための関連調査を実施し、MICEの受入環境整備等を行った。

なお、国際会議協会(ICCA)統計によると、2011年(23年)の我が国の国際会議件数は233件 となっており、世界で第13位、アジアでは第2位となっている。

注 「MICE」とは、企業等の会議(Meeting)、企業の行う報奨・研修旅行(インセンティブ旅行)(Incentive (Travel))、国際会議(Convention)、展示会・見本市(Exhibition)の頭文字

4 休暇改革の推進

観光庁では旅行需要の創出に向け、休暇取得の促進に取り組んでいる。地域ぐるみの「家族の時間 づくり」を目的として、企業における有給休暇取得促進と学校休業の柔軟な設定により、大人と子ど もの休みのマッチングを行う「家族の時間づくりプロジェクト」について、平成24年度は全国15地 域120校(23年度は10地域98校)において実施した。

また、休暇を取得して外出や旅行等を楽しむことを積極的に促進し、休暇(オフ)を前向き(ポジ ティブ)にとらえて楽しむ「ポジティブ・オフ」運動を推進している。この運動は、休暇を取得しや すい職場環境を整えつつ、休暇を活用した外出・旅行等による経済活性化にも貢献し、長期的には、 ワーク・ライフ・バランスや休暇を楽しむライフスタイルの実現を目的としており、内閣府、厚生労 働省、経済産業省と共同して提唱・推進している。

5 観光産業の強化及び観光振興に寄与する人材の育成 (1)観光産業の強化

観光立国を実現し、観光が我が国経済成長の新たなけん引役となるためには、観光産業の強化が不可欠である。このため、旅行業、宿泊業をはじめとする我が国の観光産業全体についてレベルアップ を図り、内外のユーザー・観光関係者からの評価を高めて我が国観光産業のブランドを確立し、観光 産業が発展していくための具体的な方策の検討を行っている。

(2) 観光の振興に寄与する人材の育成

①観光関係人材育成のための産学官連携方策の推進

観光産業を担うマネジメント層の人材育成等を目的として、産学官が連携した取組みを推進してい る。あわせて、観光産業への社会的関心・就業意欲の向上及び社会人としての基礎的能力向上を図 り、観光産業において優秀な人材を確保するための「インターンシップモデル事業」を実施してい る。

②観光地域づくり人材を育成する取組みの支援

地域の自主的・自立的な観光地域づくり人材育成の取組みを促進するため、地域の状況に応じた人 材育成手法等の策定・試行を行い、全国的な普及・展開を進めている。 ③観光立国教育の推進

子ども達の「旅をする心」を育み、「将来の地域づくりの担い手」を育成するため、「観光立国教 育」の推進を図っている。

6 観光旅行の安全の確保

平成24年4月に関越自動車道において発生した高速ツアーバス事故を受け、高速ツアーバスを扱 う旅行業者に対する集中的立入検査や、旅行業法の制度の見直し等の緊急対策を実施した。 また、同年11月に中国の万里の長城付近で発生したツアー登山の事故を受け、ツアー登山に関す る安全対策の見直しや立入検査の強化等を行った。

くり

第 3 章

観光旅行の促進のための環境の整備

(1) ユニバーサルデザインの考え方に基づく観光の促進

高齢者や障害者を含めて誰もが安心して参加できるユニバーサルツーリズムの定着・普及を図るた め、受入環境の整備や、地域の支援団体、旅行会社等関係者の連携促進等について検討を行った。

(2) ニューツーリズムの推進

地域の特性をいかし、かつ多様化する旅行者のニーズに即した観光を提供するニューツーリズム (エコツーリズム、グリーン・ツーリズム、文化観光、産業観光、ヘルスツーリズム、スポーツツー リズム等)の振興を図っている。スポーツツーリズムについては、平成24年4月に我が国のスポー ツツーリズムの中核的組織として、地域スポーツコミッションの設立や、国際スポーツイベントの誘 致・開催への支援等を担う(一社)日本スポーツツーリズム推進機構(ISTA)が設立された。

観光に関する統計の整備 8

観光政策の戦略的立案及び成果の検証に活用するため、各種観光統計の整備や利活用の推進等を 行っている。

観光産業の基本的構造(事業者数、売上規模、雇用・就労状況等)や、観光が地域経済に及ぼす影 響等を明らかにするための「観光地域経済調査」について、平成24年度から、経済センサスと連動 し、全国約10万事業所を対象とした調査を本格実施している。その他の観光統計についても、公表 の早期化に努めるとともに、分析方法の積極的な紹介等に取り組むなど、行政や産業界が施策を立案 する際に、タイムリーに活用できるようなデータ提供を行い、利活用を推進している。

良好な景観形成等美しい国づくり

良好な景観の形成

(1) 景観緑三法に基づく取組みの推進

「景観法」に基づく景観行政団体^達は平成25年1月1日時点で568団体に増加し、景観計画は360 団体で策定されるなど、良好な景観形成の取組みが推進されている。また、「屋外広告物法」の改正 による屋外広告業の登録制度の導入や景観行政団体である市町村による屋外広告物条例の制定(24 年4月1日時点で50団体で条例を制定済み)等が進められている。さらに、「都市緑地法」に基づく 緑化地域制度が名古屋市、横浜市、東京都世田谷区及び愛知県豊田市で適用されるなど、良好な景観 形成と緑豊かで暮らしやすいまちづくり等を推進している。

(2) 社会資本整備における景観検討の取組み

景観に配慮した社会資本整備を進めるため、地域住民や学識経験者等の多様な意見を聴取しつつ、 事業後の景観の予測・評価を行い、事業案に反映させる取組みを推進している。

(3) 無電柱化の推進

良好な景観の形成や観光振興、 安全で快適な通行空間の確保、道 路の防災性の向上等を図るため、 地域住民や電線管理者等と連携 し、コスト縮減を図りつつ、まち なかの幹線道路に加え、主要な非 幹線道路も含めて面的に無電柱化 を推進している。

(注)	1	ロンドン
	/	ベース)
	2	香港は国
	3	ベルリン
	4	シンガポ
	5	ニューヨ
	6	日本の状
	別)ベース	
資料)	国	土交通省

(4)「日本風景街道」の推進

多様な主体による協働の下、道を舞台に、地域資源を活かした美しい国土景観の形成を図り、観光 の振興や地域の活性化に寄与することを目的に「日本風景街道」を推進している。平成25年3月末 現在130ルートが日本風景街道として登録されており、道路を活用した美しい景観形成や地域の魅 力向上に資する活動を支援している。

(5) 水辺空間等の整備の推進

河川が有する固有の自然・文化・歴史等を踏まえ、「多自然川づくり」、「『かわまちづくり』支援制 |度」、「水辺の楽校プロジェクト| 等により、誰もが身近な自然空間として利活用できるよう親水性、 景観等に配慮した河川整備を推進している。

また、公共下水道雨水渠等の空間を活用した、せせらぎ水路の整備や下水処理水をせせらぎ用水と して活用するための施設整備等を推進し、下水道の持つ施設空間や下水処理水を活用した水辺の再 生・創出に取り組んでいる。さらに、汚水処理の適切な実施により、良好な水環境を保全・創出して いる。

2 自然・歴史や文化を活かした地域づくり

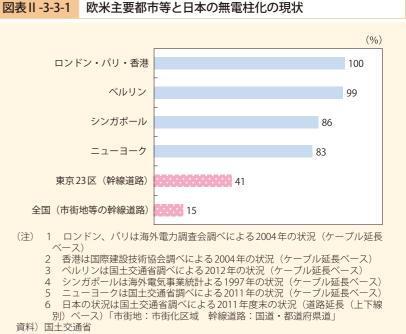
(1) 我が国固有の文化的資産の保存・活用等に資する国営公園の整備

我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用等を図るため、国営公園の整備を推進しており、国 営飛鳥・平城宮跡歴史公園をはじめ、全国で17公園が開園している。平成24年度には、国営吉野ケ 里歴史公園において、古代の森ゾーン等の整備を行った。

(2) 古都における歴史的風土の保存

京都市、奈良市、鎌倉市等の古都においては、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置

第3章



第 3 章

注 都道府県、政令指定都市、中核市又は都道府県知事とあらかじめ協議した上で、景観行政事務(「景観法」第2章第1節 から第4節まで、第4章及び第5章の規定に基づく事務)を処理する市町村をいう。

法(古都保存法)」に基づき、建築物等の新・増・改築、宅地の造成等行為の制限を行うとともに、 土地の買入れ等の古都保存事業や普及啓発活動等を実施することにより、歴史的風土の保存を図って いる。

(3) 歴史的な公共建造物等の保存・活用

地域のまちづくりに寄与するために、長く地域に親しまれてきた 歴史的な官庁施設の保存・活用を推進するとともに、歴史的砂防関 係施設及びその周辺環境一帯を地域の観光資源の核として位置付 け、環境整備を行うなど、新たな交流の場の形成に資する取組みを 促進している。



重要文化財に指定されている牛伏川 本流水路(長野県)



夏州/ 国工人地

(4) 歴史文化を活かしたまちづくりの推進

地域の歴史や伝統文化を活かしたまちづくりを推進するため、「地域における歴史的風致の維持及 び向上に関する法律(歴史まちづくり法)」に基づき、35市町(平成25年3月31日現在)の歴史的 風致維持向上計画を認定し、計画に基づく取組みを支援している。また、歴史的まちなみの形成にお ける共通課題の解決に向け、全国の15地域で実証的な検討調査を実施した。